

会 議 録

会議の名称	平成 28 年度第 4 回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成 28 年 6 月 21 日（火）午前 10 時 00 分から午前 10 時 40 分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室
出席者	鈴木宏一委員長・平井勝委員長職務代理者・添島幸雄委員・上原敏彦委員 澤谷繁幸事務局参与・菱川勝也事務局長
議 題	議案第 11 号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第 12 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第 13 号 平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における西東京市選挙 人名簿登録者数（選挙時登録）の決定について 議案第 14 号 平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における投票管理者及 び同職務代理者の選任について 議案第 15 号 平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における投票立会人の 選任について 議案第 16 号 平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における期日前投票管 理者及び同職務代理者の選任について 議案第 17 号 平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における期日前投票立 会人の選任について 議案第 18 号 平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における開票管理者及 び同職務代理者の選任について そ の 他
会議資料 の 名 称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○ 委員長 本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまから平成 28 年度第 4 回西東京市選挙管理委員会を開催 いたします。 本日の議案は 8 件及びその他でございます。 始めに、議案第 11 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議 案第 12 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といた します。この 2 件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局 それでは、今回の委員会で御決定いただきたい、西東京市在外選挙人名簿に登録する者及 び抹消される者について、説明をさせていただきます。 恐れ入ります。1 ページをお開きください。 議案第 11 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたし</p>	

ます。

本案は、公職選挙法第 30 条の 6（在外選挙人名簿の登録）第 1 項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。

西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、2 ページに記載の男性 1 人、女性 3 人の計 4 人が、新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。詳細につきましては、後ほど資料を御覧いただければと思います。

続けて、資料 3 ページ、議案第 12 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第 30 条の 11（在外選挙人名簿の登録の抹消）の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、4 ページに記載の女性 1 人が、登録抹消の要件に該当するに至ったことにより抹消となるものでございます。詳細につきましては後ほど資料を御覧ください。

今回の登録及び抹消により、西東京市在外選挙人名簿に登載されている人数は、男性 117 人、女性 123 人、計 240 人となります。

なお、明日が参議院議員選挙の公示日であることから、公職選挙法第 30 条の 6 第 2 項により、選挙期日まで登録等の事務はできなくなりますので、今回の参議院議員選挙で投票できる在外選挙人名簿登録者は、本議案で決定されることとなります。

以上で、議案第 11 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第 12 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

特にないようですので、議案第 11 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第 12 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第 13 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における西東京市選挙人名簿登録者数（選挙時登録）の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、今回の委員会で御決定いただきたい、平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙の選挙時登録の西東京市選挙人名簿登録者数について、説明をさせていただきます。

資料の 5 ページをお開きください。

議案第 13 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における選挙人名簿登録者数（選挙時登録）の決定について』御説明いたします。

本案は、公職選挙法第 19 条（永久選挙人名簿）第 2 項の規定に基づき、選挙人名簿を調製・保管するために御決定をいただくものでございます。

6 ページから 23 ページまで、各投票区及び各投票区に属する町丁目別に登録者数を調製しております。

なお、公職選挙法の改正によるシステム改修をしたため、各町丁目ごとに 2 段表記となっ

ております。下段のカッコ書きの数値は表示登録によるものとなります。したがって新規登録についてのみ記載があり、改正法が施行されましたので、今回から内数として登録数も表示されております。

資料の内容につきましては、左から、各投票区等の別、前回登録者数、新規登録者数、抹消者数、市内転居、今回登録者数となっております。

新規登録者のうち、転入は住所要件として平成 28 年 3 月 21 日以前に転入届出を行った者、年齢到達は選挙日が基準になり平成 10 年 7 月 11 日以前に出生した者、その他は住所設定、帰化等でございます。なお、公職選挙法の改正により、今回の選挙人名簿登録から年齢については満 18 歳以上となっております。

抹消者については、転出は転出後 4 か月を経過するに至った者及び死亡、その他は職権消滅等でございます。

市内転居については、市全体としては増減がありませんので、23 ページに記載の総合計欄は、男性・女性それぞれ 0 人となっております。

23 ページをお開きください。総合計の行の一番右の欄が今回の名簿登録者となります。

平成 28 年 6 月 21 日現在の選挙時登録者総数は、男性が前回より 2,185 人増、女性が前回より 1,993 人増、合計で 4,178 人増となり、男性 80,764 人、女性 85,850 人の計 166,614 人となるものでございます。

18 歳 19 歳及び表示登録により、前回よりもかなり多くの登録増となっております。参考までに 18 歳の新規登録者は 1,795 人、19 歳は 1,990 人、表示登録による登録者は 136 人でした。

関連する資料といたしまして、24 ページは公職選挙法第 23 条（縦覧）第 2 項の規定に基づく選挙人名簿（選挙時登録）及び在外選挙人名簿の縦覧場所の告示（第 6 号）の写し、25 ページは公職選挙法第 144 条の 2（ポスター掲示場）第 4 項の規定に基づく公営ポスター掲示場の設置場所についての告示（第 7 号）の写し及び 26 ページから 32 ページまでにその一覧表、33 ページには地方自治法第 74 条（条例の制定又は改廃の請求とその処置）第 5 項及び第 75 条（監査の請求とその処置）第 5 項の規定による 50 分の 1 の告示（第 8 号）の写し、34 ページは地方自治法第 76 条（議会の解散の請求とその処置）第 4 項、第 80 条（議員の解職の請求とその処置）第 4 項、第 81 条（長の解職の請求とその処置）第 2 項及び第 86 条（主要公務員の解職の請求とその処置）第 4 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条（委員の解職請求）第 2 項の規定に基づく 3 分の 1 の告示（第 9 号）の写しを、それぞれ添付してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上、議案第 13 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における選挙人名簿登録者数（選挙時登録）の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

特にないようですので、議案第 13 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における西東京市選挙人名簿登録者数（選挙時登録）の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第 14 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、今回の委員会で御決定いただきたい、平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について、説明をさせていただきます。

資料の 35 ページをお開きください。

議案第 14 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について』、御説明いたします。

本件は、公職選挙法第 37 条（投票管理者）の規定に基づき投票管理者を、公職選挙法施行令第 24 条（職務代理者）の規定に基づき投票管理者職務代理者を、それぞれ御決定いただくものでございます。

資料の 36 ページに投票管理者の一覧を、37 ページに職務代理者の一覧を記載してございます。各投票所に投票管理者 1 人、職務代理者 1 人を配置することとして、合計 58 人を選任するものでございます。基本的には、従来からお願いしている方々に引き続きお願いし、都合により一部メンバーを変更して調製させていただいたものでございます。

なお、投票管理者については西東京市選挙人名簿登録者の中から、職務代理者については事務職員（市の職員）のうち選挙権を有する者の中から、それぞれ本人の承諾を得て選任し、議案としたものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

以上で議案第 14 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

特にないようですので、議案第 14 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第 15 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における投票立会人の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、今回の委員会で御決定いただきたい、平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における投票立会人について、議案の説明をさせていただきます。

資料の 38 ページをお開きください。

議案第 15 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における投票立会人の選任について』、御説明いたします。

本件は、公職選挙法第 38 条（投票立会人）の規定に基づき投票立会人を御決定いただくものでございます。

資料の 39 ページから 40 ページまでに記載のとおり、各投票所にそれぞれ 3 人ずつ選任することとして、合計 87 人を選任するものでございます。立会人の選任につきましては、該当する投票区の選挙人名簿登録者から選任したものでございます。基本的には、従来からお願いしている方々に引き続きお願いし、都合により一部メンバーを変更して調製したものでございます。

なお、公職選挙法第 38 条（投票立会人）の規定に基づき、本人の承諾を得て選任し、議案としたものでございます。よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

なお、本日現在第 16 投票区及び第 17 投票区について各 1 人が未定となっておりますが、決定しましたらお知らせいたします。

以上で、議案第 15 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における投票立会人

の選任について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

特にないようですので、議案第 15 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における投票立会人の選任について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第 16 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、今回の委員会で御決定いただきたい、平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について、議案の説明をさせていただきます。

資料の 41 ページをお開きください。

議案第 16 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について』、御説明いたします。

本件は、公職選挙法第 48 条の 2 第 5 項によって読み替えて適用する同法第 37 条（投票管理者）の規定に基づき期日前投票管理者を、公職選挙法施行令第 49 条の 7 によって読み替えて適用する同施行令第 24 条（職務代理者）の規定に基づき期日前投票管理者職務代理者を、それぞれ御決定いただくものでございます。

平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者につきましては、平成 28 年 6 月 23 日から同年 7 月 9 日までの間設置する保谷庁舎及び田無庁舎期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、各日各期日前投票所にそれぞれ 1 人ずつ延べ 68 人を選任するものとし、資料の 42 ページに期日前投票管理者の一覧を、43 ページに期日前投票管理者職務代理者の一覧を記載してございます。今回は公示日が 1 日前倒しとなりましたので、従来よりそれぞれ 1 日分多く選任することとなります。

期日前投票管理者の選任につきましては、現在、臨時職員として雇用中の方々に、選挙権を有する方の中から選任したものでございます。また、職務代理者につきましては、市管理職職員等の中から各部の推薦及び本人の承諾を得て選任し、議案としたものでございます。よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

以上で、議案第 16 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

特にないようですので、議案第 16 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第 17 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における期日前投票立会人の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、今回の委員会で御決定いただきたい、平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員

選挙における期日前投票立会人について、議案の説明をさせていただきます。

資料の 44 ページをお開きください。

議案第 17 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における期日前投票立会人の選任について』、御説明いたします。

本件は、公職選挙法第 48 条の 2 第 5 項を読替えて適用する同法第 38 条（投票立会人）の規定に基づき、期日前投票所の投票立会人を御決定いただくものでございます。

平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における期日前投票立会人につきましては、平成 28 年 6 月 23 日から同年 7 月 9 日までの間設置する保谷庁舎及び田無庁舎期日前投票所の投票立会人を、資料の 45 ページから 46 ページまでに記載のとおり、各日各期日前投票所にそれぞれ 2 人ずつ延べ 68 人を選任するものでございます。今回は公示日が 1 日前倒しとなりましたので、従来よりそれぞれ 1 日分多く選任することとなります。

期日前投票立会人の選任につきましては、現在、臨時職員として雇用中の方々に、選挙権を有する方の中から、本人の承諾を得て選任し、議案としたものでございます。よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

以上で、議案第 17 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における期日前投票立会人の選任について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

特にないようですので、議案第 17 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における期日前投票立会人の選任について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第 18 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、今回の委員会で御決定いただきたい、平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について、議案の説明をさせていただきます。

資料の 47 ページをお開きください。

議案第 18 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について』、御説明いたします。

本件は、公職選挙法第 61 条（開票管理者）の規定に基づき開票管理者を、公職選挙法施行令第 67 条（職務代理者）の規定に基づき開票管理者職務代理者を、それぞれ御決定いただくものでございます。

平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における開票管理者に鈴木宏一委員長を、開票管理者職務代理者に平井勝委員長職務代理者を選任するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

以上で、議案第 18 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

特にないようですので、議案第 18 号『平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙にお

ける選挙長及び同職務代理者の選任について』は、この案のとおり決定いたします。
以上で、本日予定の議案等は、全て終了いたしました。
次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局

6月3日の東京都市選挙管理委員会連合会の委員長会、6月7日の全国市区選挙管理委員会連合会の総会、6月8日の全国市区選挙管理委員会連合会の事務研究会は、お忙しいところ御出席いただき、大変ありがとうございました。

6月3日から昨日まで、平成28年西東京市議会第2回定例会が開催されました。

一般質問で、お二人の議員から質問がございました。

一つは選挙権年齢が18歳に引下げられることに伴い、若年層への啓発はどのようにしているかというものです。若年層への啓発については、小学校、中学校、高等学校へポスターコンクールや、選挙機材貸出し、選挙啓発講座や模擬投票の案内をしていること、昨年度は全市立中学校で選挙機材を使用し、市民まつりでポスターコンクール作品を対象とした模擬投票を行ったこと、高等学校で啓発講座や模擬投票を実施し、いずれも好評を得ていることを答弁いたしました。

再質問で、4月に法律改正があった共通投票所、期日前投票所の時間延長及び投票所に入場できる者について市の対応を質問されました。こちらは委員会での決定を踏まえて、共通投票所、期日前投票所の時間延長については他市の状況等の情報収集や研究は行うけれども、平成28年度は導入しないことを答弁いたしました。選挙人の同伴する18歳未満の子どもが投票所に入場できることについては、西東京市でも対応し、市報等でお知らせしたことを答弁いたしました。

議員からは、選挙の雰囲気子どもにも分かるし、親御さんにとっても、子どもと一緒に選挙に行こうという気持ちになってよいのではないかと、親子で行こうなどのようにホームページでPRしてはどうかと御意見がありました。

二つ目に、泉小学校閉校に伴う投票所の変更について御質問がありました。こちらについては、住吉会館ルピナスに変更すること、市報やホームページでお知らせし、該当の世帯主宛に通知をお送りすること、選挙の際は案内人を置くなど丁寧に対応すると答弁いたしました。

選挙管理委員会に対しての陳情はございませんでした。

明日参議院議員選挙が公示され、立候補の届出が行われます。

次回の委員会の開催は明日6月22日水曜日、午後5時30分からとなっております。

議題は、参議院東京都選出議員選挙の氏名等掲示掲載順序の決定についてです。

事務局からは以上です。

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。他になければ、本日の平成28年度第4回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午前10時40分 終了

以上